

2025年7月31日
ジェイコム少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2か月後の末日（2025年9月30日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。
※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。
2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

なお、適用地域につきましては、別紙をご覧ください。

お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール：0120-088-830

受付時間：午前9時～午後6時（年末年始はお休みをいただいております）

(別紙)

適用都道府県	適用市町村	法適用日
北海道	函館市 小樽市 室蘭市 釧路市 北見市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 紋別市 根室市 登別市 伊達市 石狩市 北斗市 松前郡松前町 松前郡福島町 上磯郡知内町 上磯郡木古内町 茅部郡鹿部町 茅部郡森町 二世郡八雲町 山越郡長万部町 寿都郡黒松内町 積丹郡積丹町 古平郡古平町 余市郡余市町 増毛郡増毛町 留萌郡小平町 苫前郡苫前町 苫前郡羽幌町 苫前郡初山別村 天塩郡遠別町 天塩郡天塩町 宗谷郡猿払村 枝幸郡浜頓別町	7月30日

	天塩郡豊富町 礼文郡礼文町 利尻郡利尻町 利尻郡利尻富士町 天塩郡幌延町 斜里郡斜里町 斜里郡小清水町 紋別郡湧別町 紋別郡興部町 紋別郡雄武町 虻田郡豊浦町 白老郡白老町 勇払郡厚真町 虻田郡洞爺湖町 勇払郡むかわ町 沙流郡日高町 新冠郡新冠町 浦河郡浦河町 様似郡様似町 幌泉郡えりも町 日高郡新ひだか町 広尾郡大樹町 広尾郡広尾町 中川郡豊頃町 十勝郡浦幌町 釧路郡釧路町 厚岸郡厚岸町 厚岸郡浜中町 白糠郡白糠町 野付郡別海町 標津郡標津町 目梨郡羅臼町	
青森県	八戸市 三沢市 むつ市 東津軽郡外ヶ浜町 上北郡六ヶ所村 上北郡おいらせ町	7月30日

	下北郡風間浦村 下北郡佐井村 三戸郡階上町	
岩手県	宮古市 大船渡市 久慈市 陸前高田市 釜石市 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡野田村 九戸郡洋野町	7月30日
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 東松島市 亶理郡亶理町 亶理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町	7月30日
福島県	いわき市 双葉郡広野町 相馬郡新地町	7月30日
静岡県	静岡市 沼津市 伊東市 富士市 磐田市	7月30日

	下田市 伊豆市 賀茂郡東伊豆町	
三重県	鳥羽市 志摩市	7月30日